令和元年度
特定健康診査に係る診療情報提供事業（新規事業）の取組について

資料３

【診療情報提供事業】
医療機関には定期的に受診はしているものの特定健診を受診していない方は、市にはその方の診療情報がないことから、特定健診の未受診者として取り扱われています。このような方を対象にリストを抽出し診療情報の提供について本人の同意を得て、かかりつけ医からその方の診療情報を提供してもらうことで、その方が特定健診を受診しているものとみなすというものであり、少しでも受診率の向上につなげる事業です。

【実施までの背景】
この事業は埼玉県からの県内市町村に対しての要望事業であり、県の補助金対象の事業です。これまでも、この事業の実施については朝霞地区４市においても事業の実施に向け検討を重ねていましたが、事業の効果などの面から実施には至っていませんでした。しかし、受診率の向上はどの自治体も伸び悩んでいることもあり、平成30年度の朝霞地区４市の国保事務研究会において、令和元年度からの実施に向け、朝霞地区４市で足並みをそろえ、朝霞地区医師会に事業の説明と承諾を受け実施しました。

【志木市事業実施の結果】
令和元年度の事業結果
対象者：2,000件　情報提供：48件　→2.4％

【次年度実施に向けた課題】
今年度実施した結果、発送件数に対し、情報提供率の割合としては高いとは言えないが、受診率の伸び悩んでいる現在では貴重なものである。
ただし、コロナウイルス感染症拡大及びインフルエンザの影響から、この事業実施時期である12月から2月までの期間が検討課題である。